

只木ゼミ春合宿第二問検察レジュメ

I. 事実の概要¹

Xは、昭和56年1月15日の夜、1時間にわたり、三重県内の飯場において、プラスチック製洗面器の底や革バンドでAの後頭部を多数回殴打するなどの暴行を加えたところ、Aは恐怖心による心理的圧迫等によって血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血により意識喪失状態に陥った。XはAを1km程離れた住宅街の駐車場まで自動車で運び、同所に放置して立ち去った。

その後、コンビニの帰りに偶然付近を通りかかったYは、駐車場に倒れている人影を見つけたためあわてて駆け寄ったところ、以前から激しく恨んでいたAであることに気が付き、「誰がやったのかは知らないが、この機に自分の腹いせに何発か殴っておこう」との思いから、近くの民家の壁に立てかけてあった角材(130cm×4cm×5cm)を用いて、うつ伏せに倒れているAの頭部に振り下ろす形で数回殴打し立ち去った。

その後Aは、脳出血により死亡した。

調査の結果、直接の死因はXによる暴行から生じた脳出血であり、Yの暴行によりその傷害が拡大し、幾分か死期が早められたことが分かった。

II. 問題の所在

本問では、Xの暴行によりAの直接の死因が形成されている一方で、その後の第三者Yによる暴行により死期が早められている。このような場合にXの暴行行為とAの死亡結果との間に因果関係が認められるか。第三者の介在行為のある場合の因果関係の判断基準が問題となる。

III. 学説の状況

因果関係の判断基準について

A説：条件説²

当該行為がなかったならば、その結果が発生しなかったであろうという条件関係が存在する限り、刑法上の因果関係が認められる。

B説：相当因果関係説

一般人の社会生活上の経験に照らして通常その行為がその結果が発生することが「相当」と認められるか否かによって判断する。判断の基礎とすべき事情の範囲をめぐって三説に分かれる。

B-1説：主観説

¹ 本事案は、最三小決平成2年11月20日刑集44巻8号837頁を題材とするものである。

² 大谷實『刑法講義総論〔第4版〕』（成文堂、2012年）209頁参照。

行為者が行為時に認識した、または認識しえた事情を判断の基礎とする。

B-2 説：客観説

行為時に発生した全事情と、予見可能な行為後の事情を判断の基礎とする。

B-3 説：折衷説

行為後時に一般人が知り得た事情および行為者が特に知っていた事情を判断の基礎とする。

C 説：危険の現実化説³

行為時に存在した事情を基礎に客観的に行為の危険性を判断し、その危険性が結果へと現実化した場合に因果関係が認められる。

IV. 判例

最一小決平成 18 年 3 月 27 日刑集 60 卷 3 号 382 頁

〈事案の概要〉

被告人は、共犯者 2 名と共謀のうえ、午前 3 時 40 分ころ、被害者を普通乗用車後部のトランク内に押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不可能にし、そのまま同車を発進走行させ、呼び出した知人らと合流するため、市街地の路上に停車した。停車した地点は、車道の幅員が約 7.5m、片側 1 車線のほぼ直線の見通しの良い道路上であった。数分後の午前 3 時 50 分ころ、後方から普通乗用車が走行してきたが、その運転者は前方不注意のため停車中の車両に至近距離に至るまでに気づかず、ほぼ真後ろから時速約 60 km でこれに追突し、同車後部のトランクはその中央部がへこみ、トランク内に押し込まれていた被害者は、重傷を負い、間もなく死亡した。

〈判旨〉

以上の事実関係の下においては、被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用車後部のトランク内に被害者を監禁した本件監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる。したがって、本件において逮捕監禁致死罪の成立を認めた原判断は、正当である。

V. 学説の検討

1. まず条件説(A 説)について、本説を突き詰めると因果関係の認められる範囲が不当に拡大しすぎる恐れがあり、妥当ではない。
2. (1) 相当因果関係説(B 説)については、社会通念、また経験上通常性を有するかという判断基準が用いられるが、この“経験上通常”とは具体的にどのような場合を指すのかが曖昧不明確なために問題がある。
(2) そして、主観説(B-1 説)と折衷説(B-2 説)に関して、因果関係は客観的構成要件で

³ 山口厚『刑法総論〔第 2 版〕』(有斐閣,2007 年)59 頁以下参照。

あり、客観的に判断されるべきものであるにもかかわらず、その判断に主観的要素をいれることは妥当ではない⁴。

さらに主観説については、行為者の認識した事情のみを基礎事情とするために、あまりに因果関係の成立範囲が狭くなりすぎるため、妥当ではない⁵。

(3) また、客観説について、一般人すら知りえない事情まで基礎事情とするのは因果関係があまりに広く認められて不当であり、被告人に酷である⁶。

3. 次に危険の現実化説(C説)について、因果関係とはそもそも実行行為と結果との結びつきのことであり、実行行為とは法益の現実的危険性を有する行為である。とすれば、因果関係もそれに即して考えるべきであり、実行行為の現実的危険が結果へと現実化すれば因果関係は認められると考えるべきである⁷。

よって、因果関係の判断基準として危険の現実化説(C説)が妥当である。

VI. 本問の検討

第1. Xの罪責について

1. XのAに対するプラスチック製の洗面器の底や革バンドによる殴打行為について殺人罪(199条)が成立しないか。

まずXが殴打行為に用いたプラスチック製洗面器と革バンドはそれ自体が高度の殺傷性を持つものではないが、人体の枢要部である後頭部に1時間という長時間にわたって殴打すれば、生命断絶の危険があるといえ、殺人罪の実行行為性が認められる。

その後Aは死に至っている。

2. そこで、Xの行為とAの死亡結果との間に因果関係が認められるか。本問では、Xの行為後にYによる暴行行為が介在している。このように第3者の行為が介在している場合の因果関係の判断基準が問題となる。

前述のとおり、検察側は因果関係の判断基準としてC説を採用し、以下で実行行為の危険性が結果へと現実化したか検討する。

確かに、Xの実行行為は洗面器や革バンドによるものであり、これらによる暴行の危険性は高いとは言えない。しかし、本件暴行は人体の枢要部である後頭部に対する長時間の殴打行為であり上記のような暴行を続ければたとえ一つ一つの殴打行為の危険性は高くなかったとしてもXの行為を全体的に見れば人を激しく傷害することは十分に考えられる。そして、Xの本件暴行がAの直接の死因となっていることから非常に危険性の高い行為であったといえる。

次に、本件においてXはAを夜の駐車場に放置している。そもそも怪我人を放置しておくことはそれ自体非常に危険性の高い行為である。更に、XがAを放置したのは

⁴ 井田良『刑法総論の理論構造[第5版]』(2008年,成文堂)57頁。

⁵ 大谷・前掲書217頁、前田・前掲書176頁。

⁶ 前田・前掲書176頁。

⁷ 山口・前掲書33頁。

通常、日中に比べ治安の悪化が見込まれる夜である。そういった環境に人を放置すれば、何者かが A を発見しこれに暴行を加えるなど、A の生命身体に対してあらゆる危険が加わることは想像に難くない。よって、A に対して暴行が加えられたことは異常性が高いものということとはできない。

そして、介在事情である Y の暴行行為は角材による殴打行為と危険性の高いものである。しかし、それはあくまで A の死期を早めたのみであり、直接の死因は X の殴打行為による内因性高血圧性橋脳出血である。よって、介在事情の結果に対する影響は少ないといえる。

したがって、X の行為の危険性が A の死という結果に現実化したといえ、因果関係が認められる。

3. 本問では X は A に対して後頭部への長時間にわたる殴打行為を行っているので A の死亡に対する認識・認容があったといえ、殺人の故意が肯定される。
4. 以上より、X の行為について殺人罪(199 条)が成立する。

第 2. Y の罪責について

1. Y の角材による殴打行為について、殺人罪(199 条)が成立しないか。

Y が殴打行為に用いた角材は殺傷性が高く、頭部への数回振り下ろす行為は A に対して死の結果をもたらす現実的危険性を有しており、殺人罪の実行行為性を有する行為であるといえる。

そして、その後、X の暴行により予定されていた死期よりも早く死亡している。

2. 次に、因果関係について同様に C 説に基づき検討する。

Y の行為により A の死期は早まっている。とすれば、Y の行為の有する危険性が A の早まった死亡結果として現実化しているといえ、因果関係が認められる。

3. 構成要件の故意については、Y は深夜の駐車場にうつぶせで倒れている A を救護するどころか暴行を行っていることから、それによって A が死んでも構わないという未必の故意が認められる。
4. 以上より、Y の行為について殺人罪(199 条)が成立する。

VII. 結論

- 第 1. X は殺人罪の罪責を負う。
- 第 2. Y は殺人罪の罪責を負う。

以上